

報道関係者各位

プレス発表用

開業医の 1/4 が過労死ライン

医科・歯科とも長時間労働、休日 1 日以下が3割で過酷

—「開業医の働き方」調査の結果について—

開業医・開業歯科医ともに 1/4 が過労死ライン（週 60 時間労働、月 80 時間「時間外」労働）で働き、またどちらも 3 割が週の休日が 1 日以下という過酷な働き方となっている—とショッキングな結果が当協会の調査で判明した。現在、「医師の働き方改革」が厚労省で検討されているが、地域医療の「要」となる開業医・歯科医だけに、早急な改善・対応が必要となっている。その概況をここに示す。

（詳細は「別紙」参照）

◆調査の目的と調査方法、回答率

「勤務医」に焦点を当てた厚労省の「医師の働き方改革に関する検討会」が 2019 年 3 月にとりまとめをおこなうが、地域医療を担う開業医の働き方は組上らない。そこで開業医、開業歯科医の労働実態を明らかにし一石を投じることを目的に、当協会会員の開業医（院長）3,364 名、開業歯科医師（院長）2,390 名の計 5,754 名を対象に、郵送方式で、2018 年 10 月 15 日（月）～10 月 31 日（水）の期間で調査を実施。回答数は開業医（院長）（以降、「医科」と略）が 690 名、開業歯科医師（院長）（以降、「歯科」）は 399 名で合計 1,089 名。回答率は医科 20.5%、歯科 16.7%、合計 18.9%となった。

医科、歯科の診療形態に差があるので、双方を別々に集計し特徴をみた。

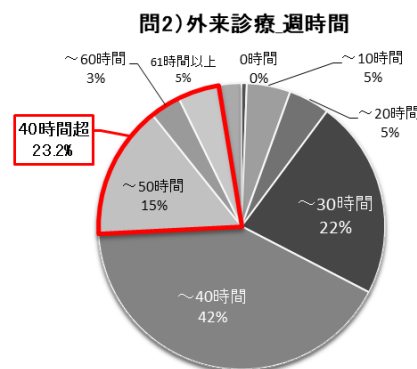
<医科>

◆実診療週 40 時間超は2割、診療関連・経営労働が加わり週 60 時間超が 25.2%

開業医は勤務医と違い、実際の診療時間以外に、画像の読影や介護保険の意見書などの書類作成、保険請求や経営関連業務を一手に担っている。（標榜）「**診療時間（週）**」は、「30 時間超 40 時間まで」が 51.6%（356 名）、「20 時間超 30 時間まで」が 31.4%（217 名）、「40 時間超 50 時間まで」が 10.6%（73 名）となっている。労働者の法定労働 40 時間を超える割合は 11.9%（82 名）となっている。

しかし内実は、**外来診療**で「30 時間まで」32.0%（221 名）、「30 時間超 40 時間まで」41.6%（287 名）、「40 時間超 50 時間まで」15.1%（104 名）、「50 時間超 60 時間まで」3.5%（24 名）、「60 時間超」4.6%（32 名）となっており、実診療は「40 時間超」が 23.2%（160 名）と 2 割にのぼる。また**在宅診療**は 27.1%（187 名）が取り組み、**在宅医療の夜間出勤・オンコール待機**が 12.6%（87 名）ある。

これに加えて、**実診療以外の労働（週）**（実診療と待機を除いたもの）は「1 時間超 10 時間まで」が 47.5%（328 名）、「10 時間超 20 時間まで」が 24.8%（171 名）、「20 時間超 30 時間まで」が 10.1%（70 名）などとなっている。具体的には、**画像**

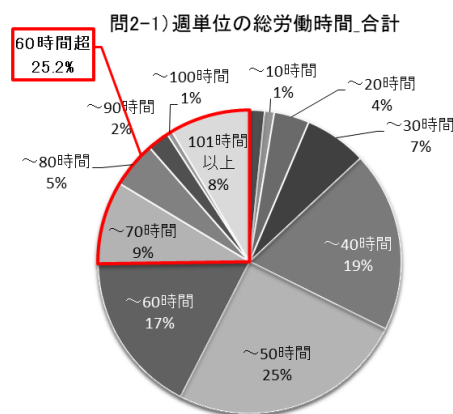


読影など診療の別枠の患者関連労働は39.3% (271名)と4割が行い、患者情報の照会・応需(書類作成含む)は63.5% (438名)が実施。多職種連携会議など診療と別枠の労働は29.0% (200名)と3割が行い、他院等での診療は23.8% (164名)が行っている。

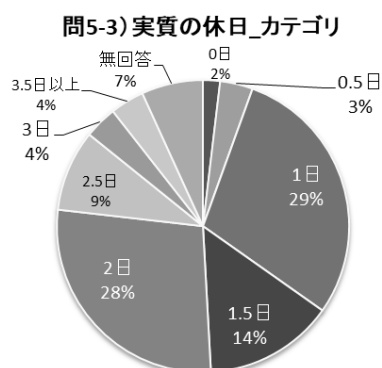
保険請求実務は56.4% (389名)と5割、休日・夜間救急輪番診療は30.4% (210名)と3割にとどまるが、地域医療充実のための医師会・保険医協会などの団体活動は41.2% (284名)と4割が行っている。更には、医療水準の向上のための講演会の講師活動は14.9% (103名)、学会・講演会・研修会出席は60.3% (416名)と6割が行っている。

以上を踏まえた、総労働時間(週)の合計は「30 時間まで」が11.5% (79名)、「30 時間超 40 時間まで」が19.3% (133名)、「40 時間超 50 時間まで」が25.2% (174名)、「50 時間超 60 時間まで」が17.2% (119名)、「60 時間超」が25.2% (174名)となっている。過労死ライン(週60時間、月80時間時間外)を超える労働が実に1/4を占めている。

夜間診療(18時以降)(週)(問3)も「有り」が58.4% (403名)と6割弱、が行っており、週4日以上行っているものが63.3% (255名)となっている。



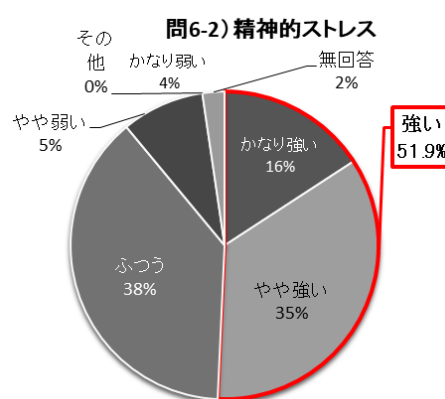
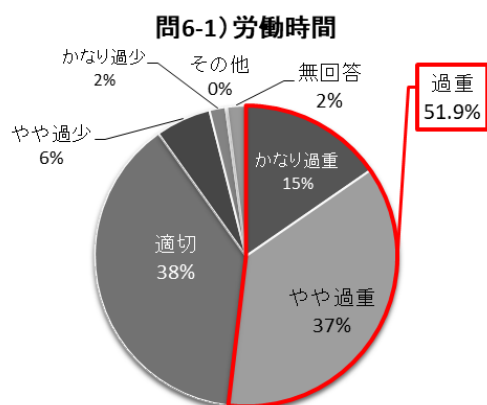
◆実質の休日は1日が3割 労働時間が過重、ストレス強いは過半数



開業医師の日常の状況では、**実質の休日**は1日が29.3% (202名)、2日が27.7% (191名)、1.5日が14.3% (99名)となっており、中には0日1.9% (13名)、0.5日3.6% (25名)もあり、週休二日体制にはほど遠い状況にある。

よって**労働の加重感**(問6)は、**労働時間**が「やや過重」36.5% (252名)、「かなり過重」15.4% (106名)と合わせて51.9%と過半数となっている。また**精神的ストレス**は「やや強い」34.9% (241名)、「かなり強い」15.8% (109名)と合計で50.7%と半数を占め、労働時間と同様の傾向にある。

しかも**健康診断(直近1年間)**を約3割は「受けていない」(27.1% (187名))と不養生が意外とある。



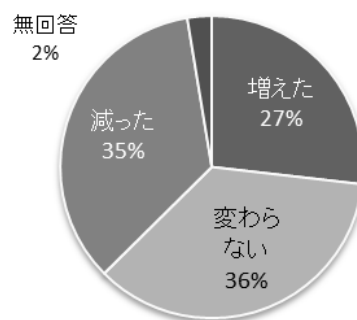
◆患者減少でも仕事の士気・意欲は高く維持 支える医師の気概と高い倫理性

経営状況（問 8）について、ここ 5 年間で**患者数の変化**は「変わらない」が 35.8%（247 名）であるものの、「減った」が 34.8%（240 名）と 3 割を越えている。

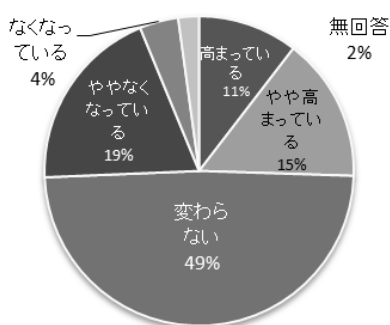
患者負担増の政策や複雑化する低診療報酬改定が影響を与えているが、それでも**仕事の士気**（問 9）については、**仕事のやりがい**が「変わらない」48.8%（337 名）と半数近い。「ややなくなっている」19.4%（134 名）、「なくなっている」4.1%（28 名）と計 23.5%と 2 割を超えているが、壮年層を中心に「やや高まっている」15.1%（104 名）、「高まっている」10.4%（72 名）の計 25.5%が士気をあげている部分もあり、国の政策に翻弄されながらも、医師としての矜持を保っていることが伺える。

これを投影する形で、**仕事への満足度**は、「変わらない」が 46.7%（322 名）となっており、「ややなくなっている」21.3%（147 名）、「なくなっている」3.9%（27 名）の喪失派は計 25.2%、とやや高まっている」17.1%（118 名）、「高まっている」8.7%（60 名）の増加派も計 25.8%となっている。

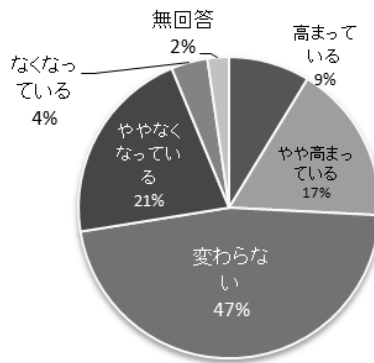
問8-1) 患者数の変化



問9-1) 仕事のやりがい



問9-2) 仕事への満足度



◆意見欄に 3 割が連綿と苦衷を吐露 医療政策に翻弄される事態は本末転倒

自由意見欄には 29.9%（206 名）と 3 割が記述。大別すると、「医院経営」関連が 59.0%（121 名）と 5 割を越え、次いで「自身の健康」関連が 39.5%（81 名）、「診療全般」が 23.9%（49 名）、「診療報酬」関連が 15.6%（32 名）と続く。

具体的には「かかりつけ医は病院医療の補助でも受け皿でもない。かかりつけ医は医療という扇の要であり土台。患者のニーズに合わせて医療はあるべきだが、診療報酬制度に合わせて患者を診ている、いまの開業医は嘆かわしい」、「個別指導対策で日々のカルテとレセプトのチェックに時間を取られ、慢性的疲労と寝不足。患者さんより厚生局、審査機関に注意を払う現実複雑な心境」のほか、患者クレームへの対応への苦慮やネットでの誹謗中傷での打撃、繰り返しを要する患者説明、ストレス社会を背景にした精神科の患者増と標榜時間を遥かに超える診療の実態、24 時間 365 日対応を求める国の政策への疑問・憤懣、診療報酬の算定に伴う書類作成や生命保険の診断書作成に忙殺される矛盾、1 人医師経営の荷重感（ストレス・医療機関運営）、医療水準維持・自己研鑽の時間的保障の乏しさ、診療報酬の技術・労働の評価水準の低さ、標榜時間を超える診療の常態化など、複数の回答者から広範囲にわたり訴えがつつられている。

◆地域医療を守るため、早急な実効ある対策が急務

第一線医療は開業医の診察・診療がなければ成立しない。医療は医師を「起点」に、医師の指示の下、看護師、検査技師などによりチーム医療が展開されている。また、医療機関として、受付、保険請求事務など、医療専門職以外の職員も配置し、事業体として運営されている。皆保険制度のわが国では、保険診療収入を主たる医療機関運営の財源基盤とし、適切な医療の提供に努めている。

「診療」と「経営」が、開業医の肩に一手にのしかかる「構図」で、医療の「再生産」が続けられている。いわば「ひとり親方」的な組織経営という特殊性を帯び、経営者の開業医の診療（＝労働）が存在しないと、医療機関の存立はなく、地域医療の継続・保障もないという関係にある。

今回の調査結果では、過労死ラインに1/4の開業医があり、夜間診療に6割が対応し、強いストレスを5割の開業医が抱えながら診療にあたっていることが浮き彫りとなった。これらは、第一線医療が開業医の職業意識の高さでギリギリ支えられていることを意味しており、このガラス細工の現状は、いつでも決壊する瀬戸際にあることを示唆している。

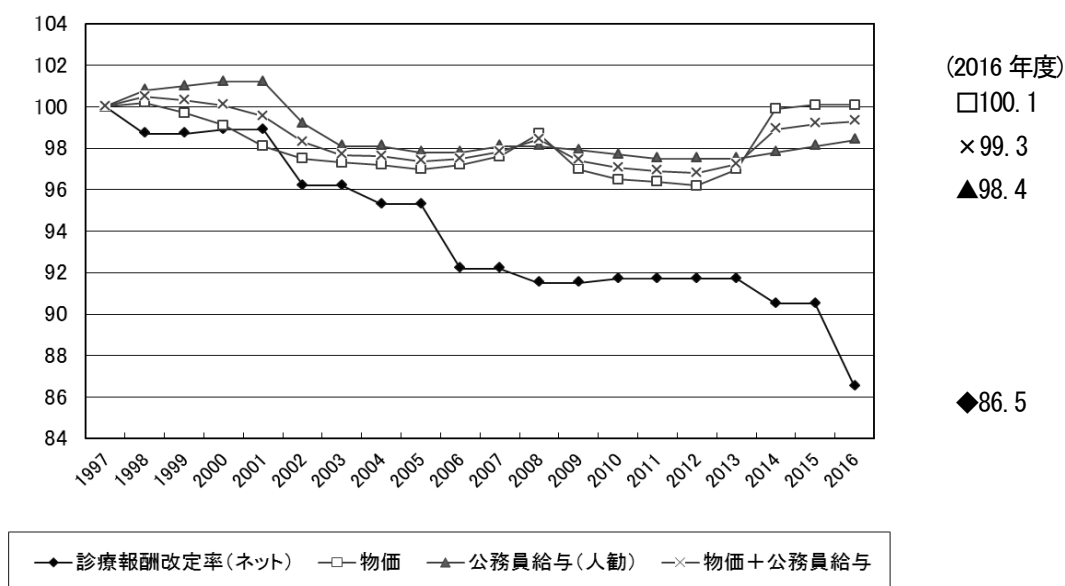
実際、一般の労働環境が雇用の流動化などの影響で、患者が診療のために休んでの日中の受診が難しくなり、標榜時間を超えての夜間対応をし、医療需要に応じてきている。また実診療以外の診療関連労働や地域医療関連労働を担い、経営労働をこなしている。休日1日以下が3割となっているのは象徴的でもある。その一方で、経営の原資となる診療報酬は過去20年、実質、大幅な減少となっており、直近の厚労省調査（中医協医療経済実態調査）でも1/4が損益率（＝損益差額／（医業収益＋介護収益））がマイナス（赤字）と示され、経営基盤が弱体化している。患者負担の増加政策による、受診抑制・治療中断による患者減少も重なっている。

その中でも、看護師等とは別に、視能訓練士や臨床検査技師、薬剤師、レントゲン技師、臨床心理士、介護福祉士など「そのほかの職種」を4割弱の開業医が雇用しており、医療の質の担保・向上を図るために経営努力をしている一面も数字に表れている。また、患者数の減少がありながらも、「やりがい」や「満足度」は変わらないが半数程度を占め、増加しているも1/4程度ある。

ただ、過酷な状況を反映し、「やりがい」や「満足度」が減少しているが2割いることは、将来への警鐘がすでに鳴りだしていると考えるべきである。

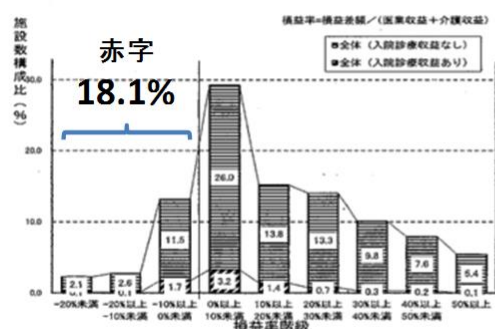
診療報酬引き上げなど、早急な実効性ある対策が求められる。

■1997年度を100としたときの診療報酬改定率・物価・公務員給与動向の推移

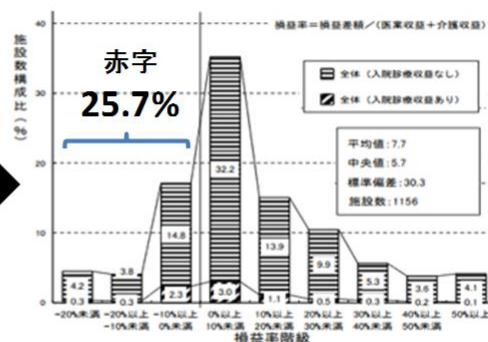


■ 医科診療所(全体) 損益率の分布

＜平成24年度＞



＜平成28年度＞



＜歯科＞

◆ 実診療週 40 時間超が4割、診療関連・経営労働が加わり週 60 時間超が 26.3%

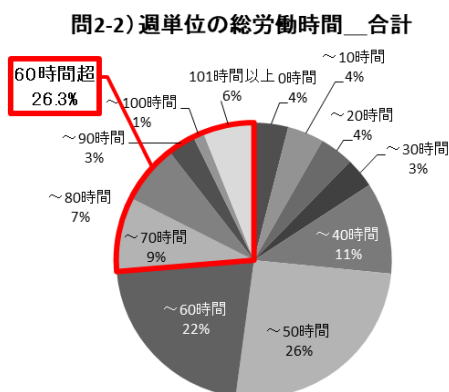
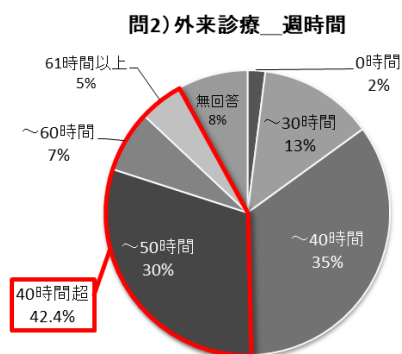
歯科は（標榜）「**診療時間(週)**」は、「30 時間超 40 時間まで」が 50.9% (203 名)、「40 時間超 50 時間まで」が 29.8% (119 名)、「50 時間超 60 時間まで」が 10.5% (42 名) となっている。医科に比して長時間化しており、労働者の**法定労働 40 時間を超える割合は 41.6% (166 名)** となっている。

その内実は、実診療での**外来診療**で「30 時間まで」13.0% (52 名)、「30 時間超 40 時間まで」34.6% (138 名)、「40 時間超 50 時間まで」30.3% (121 名)、「50 時間超 60 時間まで」7.0% (28 名)、「60 時間超」5.0% (20 名) となっており、「**40 時間超**」が **42.4% (169 名)** と 4 割にのぼる。「90 時間以上」が 4.3% (17 名) 存在する。**在宅診療**は 18.6% (74 名) が取り組んでいる。

また、外来・在宅診療の、**実診療以外の労働(週)**は「1 時間超 10 時間まで」が 46.9% (187 名)、「10 時間超 20 時間まで」が 22.6% (90 名)、「20 時間超 30 時間まで」が 8.0% (32 名) などとなっている。

具体的には**模型調製・技工、画像読影など診療と別枠の患者関連労働**は 71.4% (285 名) が取り組み、**患者情報の照会・応需(書類作成含む)**は 57.4% (229 名) が実施。**多職種連携会議など診療と別枠の労働**は 20.4% (81 名) が、**他院等での診療**は 9.8% (39 名) が実施している。

また**保険請求実務**は 72.2% (288 名) が院長自身が行っており、**休日・夜間救急輪番診療**は 6.0% (24 名) にとどまるものの、地域医療充実のための**歯科医師会・保険医協会などの団体活動**は 30.6% (122 名) が行っている。歯科医療水準の向上のための**講演会の講師活動**は 5.0% (20 名) が、**学会・講演会・研修会出席**は 47.6% (190 名) が実施している。



以上を踏まえた、**総労働時間(週)**の合計は「30 時間まで」が 11.8% (47 名)、「30 時間超 40 時間まで」が 10.8% (43 名)、「40 時間超 50 時間まで」が 25.6% (102 名)、「50 時間超 60 時間まで」が 21.6% (86 名)、「**60 時間超**」が **26.3% (105 名)** となっている。

夜間診療(19 時以降)(週)(問3)は「有り」が 47.1% (188 名) と 5 割弱を占め、そのうち週の 4 日以上行っているものが

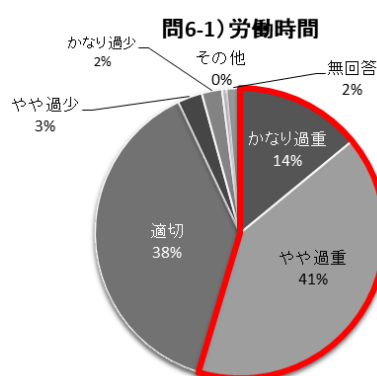
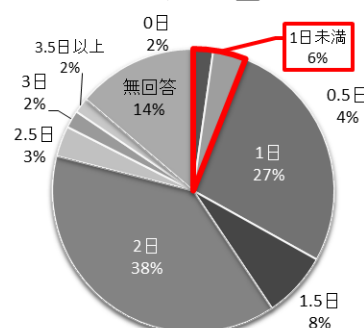
62.2% (117名) となっている。

◆実質の休日は1日未満も6%存在 労働時間が過重、ストレス強いは過半数

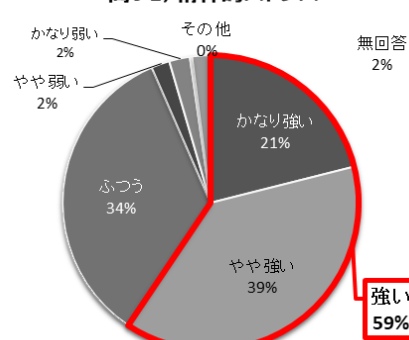
実質の休日は2日が38.3% (153名)、1日が27.1% (108名)、2.5日が3.5% (14名) だが、中には0日2.3% (9名)、0.5日が3.8% (15名) とあり1日未満が6.0% (24名) もいる。

労働の加重感 (問6) については、**労働時間**が「やや過重」40.6% (162名)、「かなり過重」14.0% (56名) と合わせて54.6%と過半数となる。**精神的ストレス**は「やや強い」38.3% (153名)、「かなり強い」21.1% (84名) と合計で59.4%と6割を占める。**健康診断(直近1年間)**については、「受けていない」が36.6% (146名) と医科に比べて高い。

問5-4) 実質の休日_カテゴリ



問6-2) 精神的ストレス

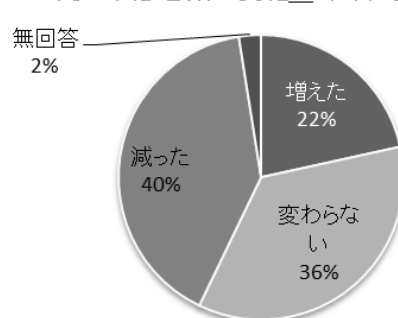


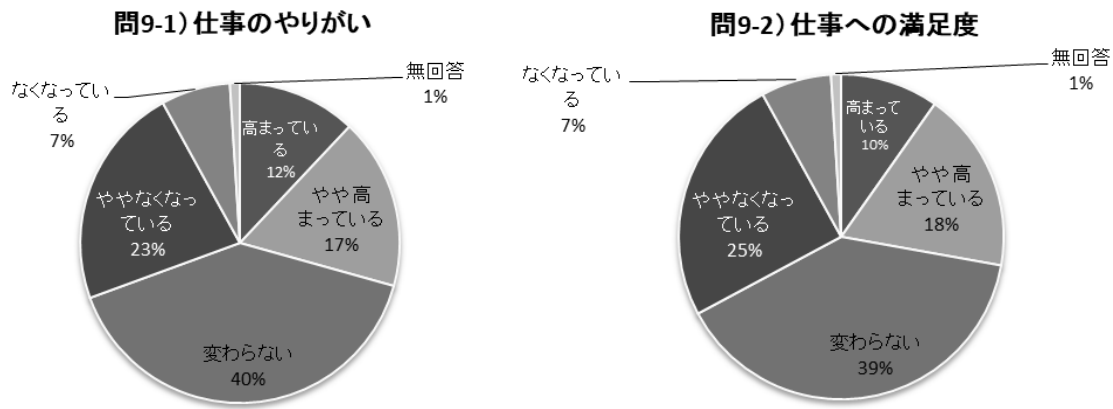
◆患者減少でも仕事の士気・意欲は高く維持 支える医師の気概と高い倫理性

経営状況 (問8) について、**患者数の変化**は「減った」が40.4% (161名)、「変わらない」が35.6% (142名)、「増えた」が21.6% (86名) と分かれているが、**仕事の士気** (問9) について、**仕事のやりがい**が「変わらない」40.1% (160名) と4割近い。「ややなくなっている」22.6% (90名)、「なくなっている」7.0% (28名) と喪失派は計29.6%と3割に及んでいるものの、「やや高まっている」17.3% (69名)、「高まっている」12.0% (48名) の計29.3%、3割が士気をあげている。

仕事への満足度は、「変わらない」が39.3% (157名) と士気と同傾向にあり、「ややなくなっている」24.8% (99名)、「なくなっている」7.0% (28名) と計31.8%と3割を超える一方、の「やや高まっている」18.0% (72名)、「高まっている」9.8% (39名) の計27.8%存在している。長時間労働、強いストレスと、医科以上に過酷であり、歴史的な低診療報酬政策の下にありながらも示されたこの数値は、こちらも歯科医師の高い職業意識、気概、倫理意識の表れとなっている。

問8-1) 患者数の変化_昨年に比べて





◆意見欄に3割 低診療報酬政策へ怨嗟の声 ストレスはピーク 窮状の声に耳を

自由意見欄には28.6%（114名）と3割が記述している。大別すると、「医院経営」関連が60.2%（68名）と6割を越え、次いで「診療報酬」関連が32.7%（37名）、「自身の健康」が26.5%（30名）、「国の政策」関連が12.4%（14名）と続く。低診療報酬や国の政策の不満・改善に集中している。

具体的には、「人件費高騰で保険診療での対応はほぼ不可能。国家免許の歯科衛生士の雇用は拙劣な待遇では無理」「歯科医院増でお客様扱い求める患者が若干増」のほか、患者数減少、保険の低点数の見直し・改善、歯科医師過剰、文書提供の矛盾、ストレス・疲労感、歯科医院の二極化傾向など複数の院長より訴えがつつられている。

◆第一線歯科医療の窮状の放置は、歯科医療の荒廃招く 実効ある対策は喫緊の課題

歯科医療は開業歯科医の診療・治療が大勢を占めている。歯科医療も歯科医師を「起点」に、その指示の下、歯科衛生士、歯科助手、歯科技工士などのチームで歯科医療が展開されている。また、受付、保険請求事務などの職員も配置し、事業体として運営されている。歯科においては、一部に自費診療はあるものの、太宗は保険診療収入であり、それを医療機関運営の財源基盤とし、適切な歯科医療の提供に努めている。

医科と同じように「診療」と「経営」が、歯科開業医の肩に一手にのしかかる「構図」で、歯科医療の「再生産」が続けられている。「ひとり親方」的な組織経営という特殊性は歯科においては医科以上に色濃く帯び、経営者の開業歯科医の診療（＝労働）が存在しないと、歯科医療機関の存立はなく、地域歯科医療の継続・保障もないという関係にある。

今回の調査結果では、過労死ラインに1/4があり、長時間労働が常態化しており、午後7時以降の夜間診療が6割で、強いストレスを6割が抱えているという、医科以上に過酷な状況にあることが浮き彫りになった。これはまた、長年の連綿と続く歯科軽視政策のもとにありながらも、第一線の歯科医療が、患者要求（夜間・休日診療など）に对应していることを意味し、開業歯科医の職業意識の高さでこれをギリギリ支えられていることの証左でもある。

実際、歯科は医科よりも、患者が診療のために休んでまでも受診をするという傾向にはなく、雇用環境の流動化と相まって、夜間までを標榜時間とした日常対応や休日・祝日の診療をし、歯科医療需要に对应してきている。また実診療以外の診療関連労働や地域医療関連労働を担い、経営労働をこなしている。

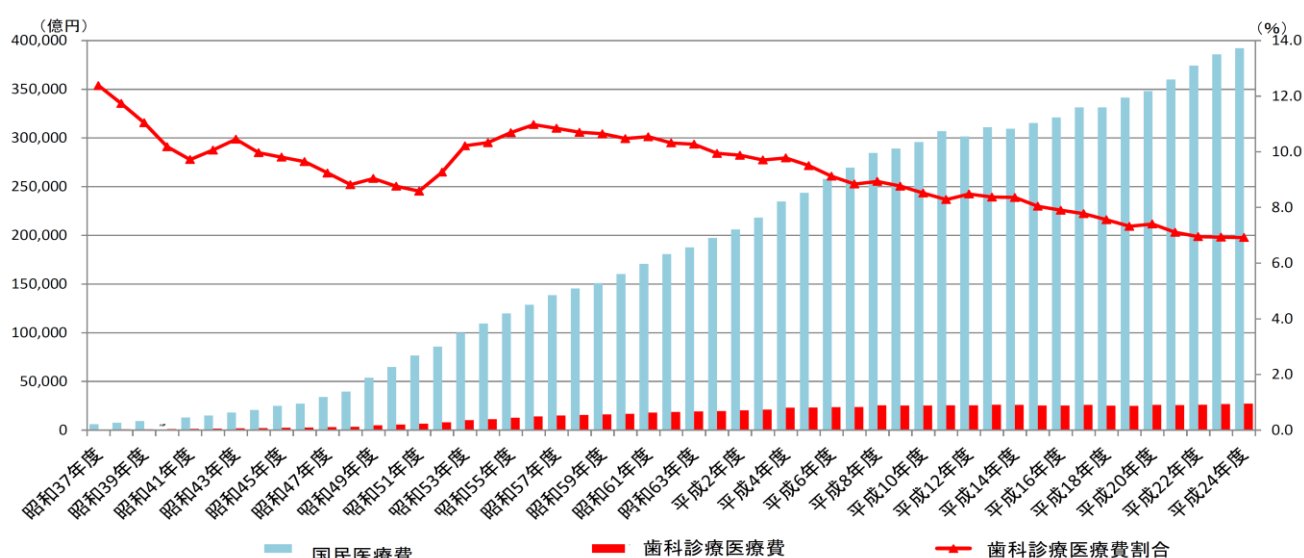
休日1日以下が3割だが、1日未満が6%あり過酷さを物語っている。その一方で、経営の原資となる診療報酬は過去20年、実質、大幅な減少となっており、直近の厚労省調査（中医協医療経済実態調査）でも1/8が損益率（＝損益差額／（医業収益＋介護収益））がマイナス（赤字）、損益率悪化（経営悪化）が5割と示されており、もともと低診療報酬で保険収入が少ない中で経営基盤がより弱体化している。患者負担の増加政策による、受診抑制・治療中断による患者減少も価格弾力性が高い歯科では、より大きく重なっている。

その中でも、「やりがい」や「満足度」は変わらないが4割程度を占め、増加しているも3割程度ある。

ただ、過酷な状況を反映し、「やりがい」や「満足度」が減少しているが3割もいることは、深刻に考えるべきである。

この窮状の改善を求める切実な声への対応が放置され続けるとすれば、国民の受ける歯科医療の荒廃につながりかねず、こちらも実効性ある対策は喫緊である。

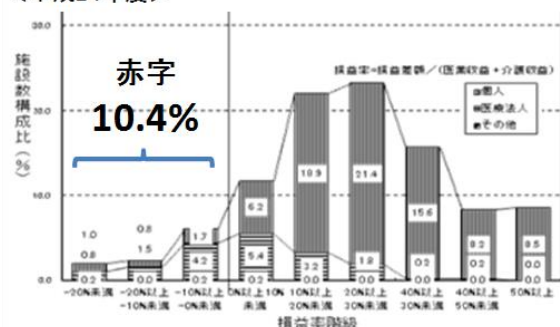
■国民医療費と歯科診療医療費の年次推移 出典:国民医療費



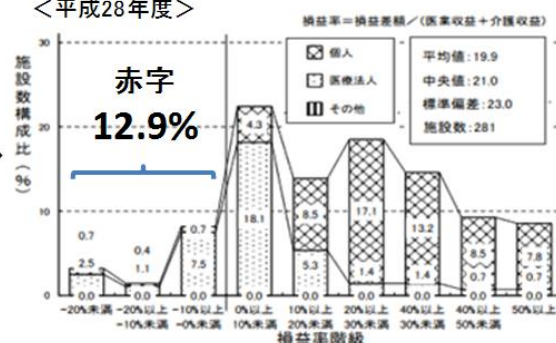
※第301回中央社会保険医療協議会総会(2015年7月22日開催)資料より

■歯科診療所(全体)損益率の分布

<平成24年度>



<平成28年度>



※「第18回医療経済実態調査」及び「第21回医療経済実態調査」より作成

開業医の働き方調査

問3：先生ご自身の最近1週間の夜間診療（18時以降）をした曜日はいつですか？

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
----	----	----	----	----	----	----

問4：先生ご自身で直近1か月に、平均何人くらいの外来患者と在宅患者を診療していますか？

①外来患者 *1日の平均	
0人	1～10人未満
10～20人未満	
20～30人未満	
30～40人未満	
40～50人未満	
50人以上	
②在宅患者 *1か月の平均	
0人	1～10人未満
10～20人未満	
20～30人未満	
30～40人未満	
40～50人未満	
50人以上	
③入院患者 *1日の平均	
0人	1～5人未満
5～10人未満	
10～15人未満	
15～19人以下	

5. 日常生活事項

問5：先生ご自身の1週間の休診日はいつですか？また実質の休日日数は週どれくらいですか？

【先生ご自身の休診日】	【実質の休日】
全日休診 () 曜日	週 () 日
半日休診 () 曜日	* 日曜が半日休診でも他院や大学の診療等で休日ではない場合は「休日」に含まれない。

問6：労働時間、精神的ストレスをどう感じますか？また直近1年間にご自身の健診を受けましたか？

労働時間	□かなり過重	□やや過重	□適 切	□やや過少	□かなりの過少	□その他
精神的ストレス	□かなり強い	□やや強い	□ふつう	□やや弱い	□かなりの弱い	□その他
直近1年間に自身の健診を受けているかどうか						□受けた □受けていない □その他

6. 労務管理・経営方針事項

問7：先生ご自身による雇用問題・経営方針検討等にかかる時間は、月にどれくらいですか？

従業員募集	月 () 時間	従業員面談	月 () 時間
労働時間の把握	月 () 時間	就業規則見直し	月 () 時間
給与計算	月 () 時間	経営方針検討	月 () 時間

7. 経営関連変化事項

問8：昨年に比べての状況について、以下にお答えください。

患者数の変化	□増えた □変わらない □減った
院長の給与	□増えた □変わらない □減った

問9：開業当初に比べて（またはこの5年間で）の状況について、以下にお答えください。

仕事のやりがい	□高まっている □やや高まっている □変わらない □やや低まっている □低くなっている
仕事への満足度	□高まっている □やや高まっている □変わらない □やや低まっている □低くなっている

8. 自由意見

開業医の労働などについて、何でも結構ですのでご意見を自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

◆以下、該当するものにチェックまたはご記入をお願いします。質問は裏面にもあります。

1. 基礎的事項

医療機関の形態	□無床診療所 □有床診療所
主たる診療科目 () 科	
医療機関の開設	□個人立 □医療法人等
医療分業の有無	□おおむね院内処方 □おおむね院外処方
性別	□男 □女
年齢	□30歳未満 □30歳代 □40歳代 □50歳代 □60歳代 □70歳代 □80歳以上

2. 開業に関する事項

開業歴	□5年未満 □5～10年未満 □10～20年未満 □20年以上
開業時の年齢	□20歳代 □30歳代 □40歳代 □50歳代 □60歳代
開業地	□政令市 □市部 (政令市以外) □町村部
開業場所	□駅前辺 (徒歩10分圏内) □住宅街 □郊外・中山間地

3. 診療所の従業員に関する事項 * 院内外の該当職種の人数をご記入ください。

医師 () 名	看護師 () 名	准看護師 () 名	管理栄養士 () 名
理学療法士・作業療法士 () 名	受付・事務 () 名	その他 (職種:)	() 名

4. 日常診療事項

問1：医療機関の診療時間（＝標準時間）、休憩時間をお答えください。また、診療時間（＝標準時間）に基づく週単位の労働時間の総計をお答えください。

【診療時間（＝標準時間）】 * 曜日と時間でお答えください	【休憩時間】 * 曜日と時間でお答えください
() 曜日 時 ～ 時	() 曜日 時 ～ 時
() 曜日 時 ～ 時	() 曜日 時 ～ 時
() 曜日 時 ～ 時	() 曜日 時 ～ 時
【週単位の診療時間（＝標準時間）の総計】 () 時間	

問2：直近1か月の、先生ご自身の標準的な週日の実労働時間は時間外労働分も含めどれくらいですか？

* 標準労働時間は1時間単位です。必ずしも患者を診ていない時間であっても労働時間に入ります。
* 月単位で発生するものは、週単位で換算してください。

外来診療	週 () 時間	* 時間外も含む
入院診療	週 () 時間	* 時間外も含む
在宅診療	週 () 時間	* 時間外も含む (夜間・夜急)
在宅医療の夜間・オンコール待機	週 () 時間	
画像読影など診療と別枠の患者関連労働	週 () 時間	* 介護保険の意見書等の作成含む
患者情報の照会・応需 (書類作成含む)	週 () 時間	
多職種連携会議など診療と別枠の労働	週 () 時間	* 症例検討や介護認定審査を含む
他院等での診療	週 () 時間	
保険請求実務	週 () 時間	
休日・夜間救急輪番診療	週 () 時間	
医師会・保険医協会などの団体活動	週 () 時間	* 審査委員会の出席等含む
講演会の講師活動	週 () 時間	
学会・講演会・研修会出席	週 () 時間	
その他	週 () 時間	

◆裏面に続きます

◆開業医の働き方調査 医師版

神奈川県保険医協会政策部 2018 年 10 月

◆以下、該当するものにチェックまたは記入をお願いします。質問は裏面にもあります。

1. 基礎的事項

主たる診療科目	☐ 一般診療 ☐ 小児産科 ☐ 矯正歯科 ☐ 歯科口腔外科 ☐ 歯科口腔外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻科 ☐ 整形外科 ☐ 腫瘍科 ☐ 放射線科 ☐ その他	*該当するものを全てにチェック
医療機関の形態	☐ 個人立 ☐ 医療法人等	
医療分野の有無	☐ おおむね院内処方 ☐ おおむね院外処方	
性別	☐ 男 ☐ 女	
年齢	☐ 30歳未満 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳以上	

2. 開業に関する事項

開業歴	☐ 5年未満 ☐ 5～10年未満 ☐ 10～20年未満 ☐ 20年以上
開業時の年齢	☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代
開業地	☐ 政令市 ☐ 市部(政令市以外) ☐ 町村部
開業場所	☐ 駅前辺(徒歩10分圏内) ☐ 住宅街 ☐ 郊外・中山間地

3. 診療所の従業員に関する事項

歯科医師(名)	歯科衛生士(名)	歯科技工士(名)	その他(職種:)	名
歯科助手(名)	受付・事務(名)			名

4. 日常診療事項

問1: 医療機関の診療時間(＝標準時間)、休憩時間をお答えください。また、診療時間(＝標準時間)に基づく週単位の労働時間の総計をお答えください。

【診療時間(＝標準時間)】*曜日と時間をお答えください	【休憩時間】*曜日と時間をお答えください
() 曜日 時 ～ 時 () 曜日 時 ～ 時 () 曜日 時 ～ 時 () 曜日 時 ～ 時	() 曜日 時 ～ 時 () 曜日 時 ～ 時 () 曜日 時 ～ 時 () 曜日 時 ～ 時
【週単位の診療時間(＝標準時間)の総計】	() 時間

問2: 直近1か月の、先生ご自身の標準的な週日の実労働時間は時間外労働分も含めどれくらいですか?

*標準時間外労働時間です。必ずしも患者を診ていない時間であっても労働時間を含みます

*月単位で発生するものは、週単位で換算してください

外来診療	週() 時間	*時間外対応含む
在宅診療	週() 時間	*時間外対応含む(夜間対応除く)
模型調製・技工、画像読影など診療と別枠の患者関連労働	週() 時間	*介護保険の意見書等の作成含む
患者情報の照会・応需(書類作成含む)	週() 時間	
多職種連携会議など診療と別枠の労働	週() 時間	*症例検討や介護認定審査会含む
他院等での診療	週() 時間	
保険請求業務	週() 時間	
休日・夜間救急輪番診療	週() 時間	
歯科医師会・保険医協会などの団体活動	週() 時間	*審査委員会の出席等含む
講演会の講師活動	週() 時間	
学会・講演会・研修会出席	週() 時間	
その他	週() 時間	

◆裏面に続きます

問3: 先生ご自身の最近1週間の夜間診療(19時以降)をした曜日はいつですか?

*標準時間であっても該当する場合はチェックしてください

☐ 月曜	☐ 火曜	☐ 水曜	☐ 木曜	☐ 金曜	☐ 土曜	☐ 日曜
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

問4: 先生ご自身で直近1か月に、平均何人くらいの外来患者と在宅患者を診療していますか?

①外来患者 *1日の平均

☐ 0人	☐ 1～10人未満	☐ 10～20人未満	☐ 20～30人未満	☐ 30～40人未満	☐ 40～50人未満	☐ 50人以上
☐ 2在宅患者	*1か月の平均					
☐ 0人	☐ 1～10人未満	☐ 10～20人未満	☐ 20～30人未満	☐ 30～40人未満	☐ 40～50人未満	☐ 50人以上

5. 日常生活事項

問5: 先生ご自身の1週間の休診日はいつですか? また実質の休日日数はどれくらいですか?

【先生ご自身の休診日】	【祝日の扱い】
全日休診() 曜日 ☐ 休日 ☐ 診療(午前・午後)	
半日休診() 曜日 ☐ ケース・バイ・ケース	
【実質の休日】*自院が休診でも他院や大学の診療等で休日ではない場合は「休日」に含めない。	
週() 日	

問6: 労働時間、精神的ストレスをどう感じていますか? また直近1年間にご自身の健康を受けましたか?

労働時間	☐ かなり過重 ☐ やや過重 ☐ 適切 ☐ やや過少 ☐ かなり過少 ☐ その他
精神的ストレス	☐ かなり強い ☐ やや強い ☐ ふつう ☐ やや弱い ☐ かなり弱い ☐ その他
直近1年間に自身の健康を受けているかどうか	☐ 受けた ☐ 受けていない ☐ その他

6. 労務管理・経営方針事項

問7: 先生ご自身による雇用問題・経営方針検討等にかかる時間は、月にどれくらいですか?

従業員募集	月() 時間	従業員面談	月() 時間
労働時間の把握	月() 時間	就業規則見直し	月() 時間
給与計算	月() 時間	経営方針検討	月() 時間

7. 経営関連変化事項

問8: 昨年と比べての状況について、以下にお答えください。

患者数の変化	☐ 増えた ☐ 変わらない ☐ 減った
院長の給与	☐ 増えた ☐ 変わらない ☐ 減った

問9: 開業当初と比べて(またはこの5年間で)の状況について、以下にお答えください。

仕事のやりがい	☐ 高まっている ☐ やや高まっている ☐ 変わらない ☐ やや低まっている ☐ 低まっている
仕事への満足度	☐ 高まっている ☐ やや高まっている ☐ 変わらない ☐ やや低まっている ☐ 低まっている

8. 自由意見

開業医の労働などについて、何でも結構ですのご意見を自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございました。

memo

神奈川県保険医協会

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2

TS プラザビルディング 2F

TEL 045-313-2111 FAX 045-313-2113

<http://www.iiiryoudo.com/>